

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の新旧対照表
(平成12年10月23日一部改正 総理府令第119号)

改正法令	旧法令
<p>第1章 定義 (用語の定義)</p> <p>第1条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>管理区域 外部放射線に係る線量が文部科学大臣が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えるおそれのある場所</p> <p>～ (略)</p> <p>実効線量限度 放射線業務従事者の実効線量について、文部科学大臣が定める一定期間内における線量限度</p> <p>等価線量限度 放射線業務従事者の各組織の等価線量について、文部科学大臣が定める一定期間内における線量限度</p> <p>12・13 (略)</p> <p>第2章の3 使用施設等の基準 (使用施設の基準)</p> <p>第14条の6 法第6条第1号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて文部科学大臣が定める線量限度以下とするために必要なしゃへい壁その他のしゃへい物を設けること。</p> <p>イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量</p>	<p>第1章 定義 (用語の定義)</p> <p>第1条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>管理区域 外部放射線に係る線量当量が文部科学大臣が定める線量当量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えるおそれのある場所</p> <p>～ (略)</p> <p>実効線量当量限度 放射線業務従事者の実効線量当量について、文部科学大臣が定める一定期間内における線量当量限度</p> <p>組織線量当量限度 放射線業務従事者の各組織の線量当量について、文部科学大臣が定める一定期間内における線量当量限度</p> <p>12・13 (略)</p> <p>第2章の3 使用施設等の基準 (使用施設の基準)</p> <p>第14条の6 法第6条第1号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>使用施設には、次の線量当量をそのそれぞれについて文部科学大臣が定める線量当量限度以下とするために必要なしゃへい壁その他のしゃへい物を設けること。</p> <p>イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量当量</p>

□ 工場又は事業所の境界（工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界）及び工場又は事業所内の人が居住する区域における線量

～（略）

2～5（略）

6 第1項第7号の規定は、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する室内において人が被ばくするおそれのある線量が同項第3号イに掲げる線量についての線量限度以下となるようにしゃへい壁その他のしゃへい物が設けられている場合には、適用しない。

（廃棄施設の基準）

第14条の11 法第6条第3号、法第7条第3号及び法第7条の2第3号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

～（略）

密封されていない放射性同位元素等の使用又は詰替えをする場合には、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、文部科学大臣が定める種類及び数量の放射性同位元素等の使用又は詰替えをする場合であって、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときには、この限りでない。

イ（略）

□ 排気設備は、次のいずれかに該当するものであること。

(1)、(2)（略）

(3) (1)又は(2)の能力を有する排気設備を設けることが著しく困難な場合にあつては、排気設備が事業所等の境界の外における線量を文部科学大臣が定める線量限度以下とする能力を有することについて、文部科学大臣の承認を受けていること。

ハ・二（略）

液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には

□ 工場又は事業所の境界（工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界）及び工場又は事業所内の人が居住する区域における線量当量

～（略）

2～5（略）

6 第1項第7号の規定は、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する室内において人が被ばくするおそれのある線量当量が同項第3号イに掲げる線量当量についての線量当量限度以下となるようにしゃへい壁その他のしゃへい物が設けられている場合には、適用しない。

（廃棄施設の基準）

第14条の11 法第6条第3号、法第7条第3号及び法第7条の2第3号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

～（略）

密封されていない放射性同位元素等の使用又は詰替えをする場合には、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、文部科学大臣が定める種類及び数量の放射性同位元素等の使用又は詰替えをする場合であって、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときには、この限りでない。

イ（略）

□ 排気設備は、次のいずれかに該当するものであること。

(1)、(2)（略）

(3) (1)又は(2)の能力を有する排気設備を設けることが著しく困難な場合にあつては、排気設備が事業所等の境界の外における線量当量を文部科学大臣が定める線量当量限度以下とする能力を有することについて、文部科学大臣の承認を受けていること。

ハ・二（略）

液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には

、次に定めるところにより、排水設備を設けること。

イ 排水設備は、次のいずれかに該当するものであること。

(1)、(2) (略)

(3) (1)又は(2)の能力を有する排水設備を設けることが著しく困難な場合にあっては、排水設備が事業所等の境界の外における線量を文部科学大臣が定める線量限度以下とする能力を有することについて、文部科学大臣の承認を受けていること。

ロ・ハ (略)

～ (略)

2 (略)

第3章 使用の基準等

(使用の基準)

第15条 法第15条第1項の規定による使用の技術上の基準は、次のとおりとする。

～ (略)

放射線業務従事者の線量は、次の措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

イ～ハ (略)

の2～ (略)

(保管の基準)

第17条 使用者、販売業者及び賃貸業者に係る法第17条第1項の規定による保管の技術上の基準は、次のとおりとする。

・ (略)

放射線業務従事者の線量は、第15条第3号イから八までに規定する措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

の2～ (略)

2 (略)

、次に定めるところにより、排水設備を設けること。

イ 排水設備は、次のいずれかに該当するものであること。

(1)、(2) (略)

(3) (1)又は(2)の能力を有する排水設備を設けることが著しく困難な場合にあっては、排水設備が事業所等の境界の外における線量当量を文部科学大臣が定める線量当量限度以下とする能力を有することについて、文部科学大臣の承認を受けていること。

ロ・ハ (略)

～ (略)

2 (略)

第3章 使用の基準等

(使用の基準)

第15条 法第15条第1項の規定による使用の技術上の基準は、次のとおりとする。

～ (略)

放射線業務従事者の線量当量は、次の措置のいずれかを講ずることにより、実効線量当量限度及び組織線量当量限度を超えないようにすること。

イ～ハ (略)

の2～ (略)

(保管の基準)

第17条 使用者、販売業者及び賃貸業者に係る法第17条第1項の規定による保管の技術上の基準は、次のとおりとする。

・ (略)

放射線業務従事者の線量当量は、第15条第3号イから八までに規定する措置のいずれかを講ずることにより、実効線量当量限度及び組織線量当量限度を超えないようにすること。

の2～ (略)

2 (略)

(簡易運搬に係る技術上の基準)

第18条の13 法第18条の2第1項の文部科学省令で定める技術上の基準(簡易運搬(事業所等の外における車両運搬以外の運搬(船舶又は航空機によるものを除く。))をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、第18条の3から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

~ (略)

放射線業務従事者の線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

(廃棄の基準)

第19条 許可使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者に係る法第19条第1項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第15条第3号及び第4号から第12号までの規定を準用する。この場合において、同条第3号口中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同条第4号から第9号までの規定中「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同条第11号中「使用施設、機器設置施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。

(略)

前号の方法により廃棄する場合にあっては、次に定めるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 第14条の11第1項第四号ロ(3)の排気設備において廃棄する場合にあっては、排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を文部科学大臣が定める線量限度以下とすること。

・ (略)

前号イの方法により廃棄する場合にあっては、次に定めるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

(簡易運搬に係る技術上の基準)

第18条の13 法第18条の2第1項の文部科学省令で定める技術上の基準(簡易運搬(事業所等の外における車両運搬以外の運搬(船舶又は航空機によるものを除く。))をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、第18条の3から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

~ (略)

放射線業務従事者の線量当量が実効線量当量限度及び組織線量当量限度を超えないようにすること。

(廃棄の基準)

第19条 許可使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者に係る法第19条第1項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第15条第3号及び第4号から第12号までの規定を準用する。この場合において、同条第3号口中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同条第4号から第9号までの規定中「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同条第11号中「使用施設、機器設置施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。

(略)

前号の方法により廃棄する場合にあっては、次に定めるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 第14条の11第1項第四号ロ(3)の排気設備において廃棄する場合にあっては、排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量当量を文部科学大臣が定める線量当量限度以下とすること

・ (略)

前号イの方法により廃棄する場合にあっては、次に定めるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

八 第14条の11第1項第5号イ(3)の排水設備において廃棄する場合にあっては、排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を文部科学大臣が定める線量限度以下とすること。

~ (略)

2 (略)

3 法第19条第2項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第15条第3号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

(略)

廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。）については、その者の線量が文部科学大臣の定める線量限度を超えないようにすること。

第4章 測定等の義務

(測定)

第20条 法第20条第1項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うこと。

~ (略)

2 法第20条第2項の放射線の量の測定は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について、次に定めると

八 第14条の11第1項第5号イ(3)の排水設備において廃棄する場合にあっては、排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量当量を文部科学大臣が定める線量当量限度以下とすること

。~ (略)

2 (略)

3 法第19条第2項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第15条第3号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

(略)

廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。）については、その者の線量当量が文部科学大臣の定める線量当量限度を超えないようにすること。

第4章 測定等の義務

(測定)

第20条 法第20条第1項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率について行うこと。ただし、3ミリメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の3倍を超えるおそれのある場所においては、3ミリメートル線量当量率について行い、また、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量率について行うこと。

~ (略)

2 法第20条第2項の放射線の量の測定は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量当量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量当量について、次に

ころにより行う。

外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。

イ 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定すること。

ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定すること。

ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、イ及びロのほか、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

ニ 放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこれらの値を算出することとする。

ホ 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が文部科学大臣が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない

定めるところにより行う。

外部被ばくによる線量当量の測定は、次に定めるところにより行うこと。

イ 胸部（女子（妊娠不能と診断された者を除く。以下同じ。）にあっては腹部）について1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。

ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量当量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、イのほか当該外部被ばくによる線量当量が最大となるおそれのある部分について、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。

ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量当量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、イ及びロのほか、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定すること。

ニ 放射線測定器具を用いて測定すること。ただし、放射線測定器具を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、放射線測定器を用いてもなお測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこれらの値を算出することとする。

ホ 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量当量が文部科学大臣が定める線量当量を超えるおそれのないときはこの限

内部被ばくによる線量の測定は、文部科学大臣の定めるところにより、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、3月を超えない期間ごとに1回（本人の申出等により使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては、出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）行うこと。ただし、作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の内部被ばくによる線量が文部科学大臣が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

3 (略)

4 法第20条第3項の文部科学省令で定める措置は、次のとおりとする。

(略)

外部被ばくによる線量の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。

イ・ロ (略)

ハ 放射線測定器の種類及び型式

ニ・ホ (略)

内部被ばくによる線量の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録すること。

イ～ヘ (略)

(略)

第2号から前号までの測定結果から、文部科学大臣の定めるところにより実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、

りでない。

内部被ばくによる線量当量の測定は、文部科学大臣の定めるところにより、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、3月を超えない期間ごとに1回（女子にあつては、1月を超えない期間ごとに1回）行うこと。ただし、作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の内部被ばくによる線量当量が文部科学大臣が定める線量当量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

3 (略)

4 法第20条第3項の総理府令で定める措置は、次のとおりとする。

(略)

外部被ばくによる線量当量の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計のつど次の事項について記録すること。

イ・ロ (略)

ハ 放射線測定用具（放射線測定器を用いて測定した場合にあつては、放射線測定器）の種類及び型式

ニ・ホ (略)

内部被ばくによる線量当量の測定の結果については、測定のつど次の事項について記録すること。

イ～ヘ (略)

(略)

第2号から前号までの測定結果から、文部科学大臣の定めるところにより実効線量当量及び組織線量当量を4月1日、7月

10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。

イ～ニ（略）

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

の2 前号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む文部科学大臣が定める期間の累積実効線量（前号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量

（略）

第2号から第5号の2までの記録を保存すること。ただし、当該記録の対象者が使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を5年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

（健康診断）

第22条 法第23条第1項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

（略）

前号の放射線業務従事者については、管理区域に立ち入った

1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定のつど次の項目について記録すること。

イ～ニ（略）

ホ 実効線量当量

ヘ 組織線量当量及び組織名

（略）

第2号から第5号までの記録を保存すること。ただし、当該記録の対象者が使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を5年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

（健康診断）

第22条 法第23条第1項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

（略）

前号の放射線業務従事者については、管理区域に立ち入った

後は1年を超えない期間ごとに行うこと。

前号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。

イ～ハ（略）

ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

（略）

問診は、次の事項について行うこと。

イ（略）

ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イから八までの部位又は項目（第1号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

ニ その他文部科学大臣が定める部位及び項目

2（略）

後は1年を超えない期間ごとに行うこと。ただし、当該年度の前年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量が文部科学大臣が定める線量当量を超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量が文部科学大臣が定める線量当量を超えるおそれのない者にあつてはこの限りでない。

前号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。

イ～ハ（略）

ニ 実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

（略）

問診は、次の事項について行うこと。

イ（略）

ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量当量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、ロからニまでの部位又は項目については、医師が必要と認める場合に限る。

イ 末しょう血液中の血色素量、赤血球数及び白血球数

ロ 末しょう血液中の白血球像

ハ 皮膚

ニ 眼

ホ その他文部科学大臣が定める部位及び項目

2（略）

3 第1項第2号ただし書の場合にあつては、使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は次の措置を講じなければならない。

第1号第2号ただし書に該当する旨を理由を付して記録すること。

前号の記録の写しを記録のつど当該記録の対象者に交付すること。

第1号の記録を保存すること。ただし、当該記録の対象者が

(危険時の措置)

第29条 (略)

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に書面で申し出た者に限る。)にあっては、第15条第3号(第16条並びに第19条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第17条第1項第3号(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第18条の13第8号の規定にかかわらず、文部科学大臣が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3・4 (略)

第6章 雑則

(報告の徴収)

第39条 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

・ (略)

放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(略)

2～4 (略)

使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を5年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

(危険時の措置)

第29条 (略)

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量当量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子を除く。)にあっては、第15条第3号(第16条並びに第19条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第17条第1項第3号(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第18条の13第8号の規定にかかわらず、文部科学大臣が定める線量当量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3・4 (略)

第6章 雑則

(報告の徴収)

第39条 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

・ (略)

放射線業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(略)

2～4 (略)

様式第二（第3条関係）

整理番号（注1）

販売業 放射性同位元素の賃貸業許可申請書 （略）									
密封されていない放射性同位元素（注2）	（略）								
	（略）								
	（略）								
	化学形等（注5）								
密封された放射性同位元素（注6）	（略）								
	（略）								
	（略）								
	化学形等（注9）								
（略）									

注1～4 （略）

5 「化学形等」 文部科学大臣の定める化学形等の区分を記載すること。

6～8 （略）

9 「化学形等」 注5の例により記載すること。

10～42 （略）

備考1～5 （略）

様式第三（第4条関係）

整理番号（注1）

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄業許可申請書 （略）									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第二（第3条関係）

整理番号（注1）

販売業 放射性同位元素の賃貸業許可申請書 （略）									
密封されていない放射性同位元素（注2）	（略）								
	（略）								
	（略）								
	化学形（注5）								
密封された放射性同位元素（注6）	（略）								
	（略）								
	（略）								
	化学形（注9）								
（略）									

注1～4 （略）

5 「化学形」 文部科学大臣の定める化学形の区分を記載すること。

6～8

9 「化学形」 注5の例により記載すること。

10～42 （略）

備考1～5 （略）

様式第三（第4条関係）

整理番号（注1）

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄業許可申請書 （略）									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 1 ~ 3 (略)

4 「施設内の常時立ち入る場所に対するしゃへい」しゃへい物のある場所には、その構造及び材料並びに常時立ち入る場所までの距離につき、また、しゃへい物のない場合には、常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載し、それにより、第 14 条の 8 において準用する第 14 条の 6 第 1 項第 3 号イに規定する線量限度以下とする能力のあることを明記すること。

5 ~ 3 2 (略)

備考 (略)

様式第五 (第 9 条関係)

整理番号 (注 1)

放射性同位元素の使用届						
(略)						
放射性同位元素	種類及び数量 (注 2)	(略)				
		物理的状態及び化学形等 (注 3)				
		(略)				
(略)						

注 1・2 (略)

3 「物理的状態及び化学形等」 物理的状態については、気体、液体等の状態を、また、化学形等については、文部科学大臣の定める化学形等の区分を記載すること。

4 ~ 1 9 (略)

備考 1 ~ 4 (略)

様式第十の七 (第 1 8 条の 1 5 関係)

整理番号 (注 1)

注 1 ~ 3 (略)

4 「施設内の常時立ち入る場所に対するしゃへい」しゃへい物のある場所には、その構造及び材料並びに常時立ち入る場所までの距離につき、また、しゃへい物のない場合には、常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載し、それにより、第 14 条の 8 において準用する第 14 条の 6 第 1 項第 3 号イに規定する線量当量限度以下とする能力のあることを明記すること

5 ~ 3 2 (略)

備考 (略)

様式第五 (第 9 条関係)

整理番号 (注 1)

放射性同位元素の使用届						
(略)						
放射性同位元素	種類及び数量 (注 2)	(略)				
		物理的状態及び化学形 (注 3)				
		(略)				
(略)						

注 1・2 (略)

3 「物理的状態及び化学形」 物理的状態については、気体、液体等の状態を、また、化学形については、文部科学大臣の定める化学形の区分を記載すること。

4 ~ 1 9 (略)

備考 1 ~ 4 (略)

様式第十の七 (第 1 8 条の 1 5 関係)

整理番号 (注 1)

運搬確認申請書

(略)

放射性輸送物に関する説明	運搬する放射性同位元素等(注6)	(略)				
		化学形等(注8)				
		(略)				
(略)						

注1~7 (略)

8 「化学形等」 文部科学大臣の定める化学形等の区分を記載すること。

9~12 (略)

備考 (略)

様式第十の八(第18条の17関係)

整理番号(注1)

容器承認申請書

(略)

収納する放射性同位元素等((略)				
		化学形等(注4)			
		(略)			

運搬確認申請書

(略)

放射性輸送物に関する説明	運搬する放射性同位元素等(注6)	(略)				
		化学形(注3)				
		(略)				
(略)						

注1~7 (略)

8 「化学形」 文部科学大臣の定める化学形の区分を記載すること。

9~12 (略)

備考 (略)

様式第十の八(第18条の17関係)

整理番号(注1)

容器承認申請書

(略)

収納する放射性同位元素等((略)				
		化学形(注4)			
		(略)			

注 2) _____
 (略)

注 1 ~ 3 (略)
 4 「化学形等」 文部科学大臣の定める化学形等の区分を記載すること。
 5・6 (略)
 備考 (略)

様式第二十一の四 (第 39 条第 3 項関係)

1 放射線管理状況報告書 (使用者 (表示付 E C Dのみを使用する届出使用者を除く。))

年度 放射線管理状況報告書 (使用者 (表示付 E C Dのみを使用する届出使用者を除く。)) (略)							
整理番号 (注 1)							
5 . 個人 実効線量 分布	1年間の線量 (mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25 を 超え 50 以下	50 を 超え る も の
	放射性業務従 事者数 (人)						

注 1 ~ 6 (略)
 7 「合計保管数量」 期末において保管する放射性同位元素の種類ごとの数量に、平成 12 年科学技術庁告示第 5 号 (放射線を放出する同位元素の数量等) 第 3 条に定める数値を乗じて得た数量の合計を記載すること。
 8 ~ 11 (略)
 備考 (略)

3 放射線管理状況報告書 (販売業者) _____

注 2) _____
 (略)

注 1 ~ 3 (略)
 4 「化学形」 文部科学大臣の定める化学形の区分を記載すること。
 5・6 (略)
 備考 (略)

様式第二十一の四 (第 39 条第 3 項関係)

1 放射線管理状況報告書 (使用者 (表示付 E C Dのみを使用する届出使用者を除く。))

年度 放射線管理状況報告書 (使用者 (表示付 E C Dのみを使用する届出使用者を除く。)) (略)							
整理番号 (注 1)							
5 . 個人 実効線量 当量分布	1年間の線量 当量 (mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25 を 超え 50 以下	50 を 超え る も の
	放射性業務従 事者数 (人)						

注 1 ~ 6 (略)
 7 「合計保管数量」 期末において保管する放射性同位元素の種類ごとの数量に、昭和 63 年科学技術庁告示第 15 号 (放射線を放出する同位元素の数量等) 第 3 条に定める数値を乗じて得た数量の合計を記載すること。
 8 ~ 11 (略)
 備考 (略)

3 放射線管理状況報告書 (販売業者) _____

整理番号(注1)							
年度 放射線管理状況報告書(販売業者) (略)							
5. 個人 実効線量 分布	1年間の線量 (mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25を 超え 50以 下	50 を 超え るも の
	放射性業務従 事者数(人)						

注 (略)
備考 (略)

4 放射線管理状況報告書(賃貸業者)

整理番号(注1)							
年度 放射線管理状況報告書(賃貸業者) (略)							
5. 個人 実効線量 分布	1年間の線量 (mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25を 超え 50以 下	50 を 超え るも の
	放射性業務従 事者数(人)						

注 (略)
備考 (略)

整理番号(注1)							
年度 放射線管理状況報告書(販売業者) (略)							
5. 個人 実効線量 当量分布	1年間の線量 当量(mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25を 超え 50以 下	50 を 超え るも の
	放射性業務従 事者数(人)						

注 (略)
備考 (略)

4 放射線管理状況報告書(賃貸業者)

整理番号(注1)							
年度 放射線管理状況報告書(賃貸業者) (略)							
5. 個人 実効線量 当量分布	1年間の線量 当量(mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25を 超え 50以 下	50 を 超え るも の
	放射性業務従 事者数(人)						

注 (略)
備考 (略)

5 放射線管理状況報告書（廃棄業者）

整理番号(注1)

年度 放射線管理状況報告書（廃棄業者） （略）							
5 . 個人 実効線量 分布	1年間の線量 (mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25 を 超え 50 以下	50 を 超え る もの
	放射性業務従 事者数(人)						

注 (略)
備考 (略)

5 放射線管理状況報告書（廃棄業者）

整理番号(注1)

年度 放射線管理状況報告書（廃棄業者） （略）							
5 . 個人 実効線量 当量分布	1年間の線量 当量(mSv)	5以下	5を 超え 15以 下	15を 超え 20以 下	20を 超え 25以 下	25 を 超え 50 以下	50 を 超え る もの
	放射性業務従 事者数(人)						

注 (略)
備考 (略)

附則

(施行期日)

1 この府令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前に、この府令による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 2 号ただし書に該当した場合については、同条第 3 項の規定は、この府令の施行後も、なおその効力を有する。